

国水河計第 78 号

平成 31 年 1 月 29 日

各都道府県知事・政令指定市長

各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長

独立行政法人水資源機構理事長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた  
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について

「水防災意識社会」再構築のための取組は、平成 27 年関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川で、ハード・ソフト一体となって進めてきました。このようない中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月 20 日に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめ、国、都道府県、政令指定都市の管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進しているところです。

今般、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されました。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、緊急行動計画を改定して、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実を図りました。

緊急行動計画に基づき、「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層、充実・加速化されるようお願いします。

また、都道府県知事におかれでは貴管内の関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体にも、その旨周知方取り計られ、水災害対策に万全を期せられるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などを実施するための連絡会を設置

### (3) 被害軽減の取組

- ①水防体制に関する事項
  - ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と点検
  - ・活動に關わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
  - ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等
- ②多様な主体による被害軽減対策に関する事項
  - ・市町村行舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
  - ・洪水時の行舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
  - ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

### (4) 河濱水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・要配慮者利用施設における避難確保、避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
  - ・多機関連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域
  - ・プロックで作成
  - ・防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関する住民等へ周知 等
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ・防災教育の促進、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成
  - ・支援に着手
  - ・共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
  - ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進
  - ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
  - ・危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
  - ・危機管理型水位計:災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
  - ・円滑な避難の確保:代替性のない避難路を保全する砂防堰堤等の整備
  - ・簡易型河川監視カメラ:災害時に画像映像によるリアルไทマーのある災害情報を記憶できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置
- ④堤防等河川管理施設の整備:国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
  - ・土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
  - ・多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施
  - ・本川と支川の合流部等の対策:堤防強化、かさ上げ等を実施
  - ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保:ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
  - ・重要なインフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備

### (5) 防災施設の整備

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充:強化:大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

### (6) 減災・防災に関する国の支援

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標等
(1) 關係機關の連携体制			
【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加して取組状況を把握し、必要な措置を実施する。 ・大規模氾濫減災協議会等の設置 ・改正水防法に基づく協議会を設置し、取組内容を移行。やがて改正水防法に基く協議会へ移行が完了していない協議会は、速やかにまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・改正水防法、又は新たに設置し、ハート・ソフト対策を一體的・計画的に推進。 ・大規模氾濫減災協議会等の設置 ・改正水防法に基く協議会を設け、地域の取り組みを推進。 【国管理河川】 ・2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ジョイント」に基づく協議会を設置し、地域の取組方針として改正水防法に基く協議会へ移行が完了していない協議会は、速やかにまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。 【都道府県管理河川】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに關する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・議成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。「地域の取組方針」を適用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・協議会等の見直し。 【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに關する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 ・最終会の設置を進めるとともに、連絡会において取組方針とりまとめ。 ・意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。
①情報伝達、避難計画等に関する事項	【国管理河川】 ・洪水時ににおける河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) 【都道府県管理河川】 ・協議会における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位感知河川の治川市町村等でホットライン構築済。 【都道府県管理河川】 ・協議会における河川におけるホットライン活用がドライバーを作成・通知。 【国管理河川】 ・協議会等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位感知河川の治川市町村等と河川管理者において、ホットライン構築済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施、明らかになつた課題等を通じてタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。
②円滑かつ迅速な避難のための取組	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 【国管理河川】 ・2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを作成。 【都道府県管理河川】 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを作成。
③避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)	【都道府県管理河川】 ・2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 ・2018年12月までに、洪水予報河川及び水位感知河川の治川等で対応となる6,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。	【砂防】 ・全国の土砂災害に關する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場で活用して、その取組を共有。	【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に關する行動計画作成の取り組みを支援することも、防災訓練を実施。
④多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 【国管理河川】 ・2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目的し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 ・多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムラインによる実施。	【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」に反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年洪水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定/促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表(2018年12月改定)し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。  【国・都道府県管理河川共通】 ・「生民自らの行動に組み込みを活用した全体会議を開催し、メディア連携有りのプロトコルを実施。 ・ICT等を活用した洪水情報の提供 ・GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等。 ・2018年12月に「生民自らの行動に組み込むためのトリガー」として、リスク情報共有プロジェクトでメディア連携の施策についてとりまとめた。	【都道府県管理河川】 ・協議会等における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にレポート、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。  【国・都道府県管理河川共通】 ・「生民自らの行動に組み込みを活用した全体会議を開催し、メディア連携有りのプロトコルを実施。 ・GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等。 ・2018年12月に「生民自らの行動に組み込むためのトリガー」として、リスク情報共有プロジェクトでメディア連携の施策についてとりまとめた。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目標に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川と合わせ約2,500河川で水害危険性を周知。 ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。
【国・都道府県管理河川】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。 ・2018年12月に「生民自らの行動に組み込むためのトリガー」として、リスク情報共有プロジェクトでメディア連携の施策についてとりまとめた。	【国・都道府県管理河川】 ・「生民自らの行動に組み込みを活用した全体会議を開催し、メディア連携有りのプロトコルを実施。 ・GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等。 ・2018年12月に「生民自らの行動に組み込むためのトリガー」として、リスク情報共有プロジェクトでメディア連携の施策についてとりまとめた。	【国・都道府県管理河川】 ・「危険レベル」警戒レベルの導入に關し、洪水予警報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表形式にて運用。 ・関係機関との連携のうち、各種防災情報における住民自らの行動(避難準備や避難開始)のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報をつけて適切なタイミングで緊急連絡メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急連絡メールについて、緊急性にその内容が正確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。	【国・都道府県管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。  【砂防】 ・危険レベル(警戒レベル)を踏まえた土砂災害警戒情報を見直し、運用。  【国管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。
【国・都道府県管理河川】 ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	【国・都道府県管理河川】 ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	【国・都道府県管理河川】 ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行いう際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国・都道府県管理河川】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。  【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たつている専門家がりアラームの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
【国・都道府県管理河川】 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・ダム放流水情報を活用した避難体系の確立	【国・都道府県管理河川】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。  【国管理河川】 ・ダム放流水情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。	【国・都道府県管理河川】 ・ダム放流水情報を活用した避難体系の確立 ・ダム放流水情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。
【国・都道府県管理河川】 ・ダム放流水情報を活用した避難体系の確立	【国・都道府県管理河川】 ・ダム放流水情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。	【国・都道府県管理河川】 ・ダム放流水情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。	【国・都道府県管理河川】 ・国及び水機械管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流水情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。  【都道府県管理河川】 ・直轄管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流水情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標等		
・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	【砂防】 ・29都道府県において、スヌーカーラインを公表済。	【砂防】 ・スヌーカーラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報をに関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。	【砂防】 ・既存システムの改修に合わせ、順次スヌーカーラインの公表等を実施。		
・避難計画作成の支援ツールの充実	—	【国管理河川】 ・109水系における計画規様の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーションシステム)に実装。	【都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対する計画規則の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーションシステム)に実装。 【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対する計画規則を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容について、広域避難に開く基本的な考え方を記載。		
・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ」作成の手引き」を改定し、広域避難に開く基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・要配慮者利用施設による避難場所の設定(広域避難体制の構築)	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。(2017年6月までに全47都道府県で実施済み) ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引きを改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害事に關する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画の作成計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止策基本指針」を作成。 ・2017年8月に、避難確保計画の作例について、消防計画等の既存の計画に沿う場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモニタリングなる社会福祉施設を選定し、要配慮者利用施設における避難に關する計画作成の事例集(水害・土砂災害)を作成。 ・2018年3月に、兵庫県のモニタリング施設における避難確保計画の作成を開始した。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモニタリングなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し、第2版を作成。 ・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開催した12市町に加えて、新たに開始した5市町に合わせて講習会企画調整及び運営マニュアル」を改訂。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2018年度までに对象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。
・	【国・都道府県管理河川】 ・2018年3月に兵庫県のモニタリング施設における避難確保計画を作成。	【国・都道府県管理河川】 ・2018年3月に兵庫県のモニタリング施設における避難確保計画を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。		

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標等
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。</p> <p>【国管理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。</p> <p>【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進における緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約50河川について、作成・公表。・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。</p> <p>【下水道】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、内水漫水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する経20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。</p> <p>【砂防】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区の範囲を定めることとする助言を実施。</p> <p>【海岸】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。</p> <p>【砂防】 ・強調会の早期完了を推進。 ・強調会の実施日程及び進歩情報等を公表。 ・各都道府県の実施日程及び進歩情報等を公表。 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有。 ・各都道府県の実施日程及び進歩情報等で先進的な取組事例を共有。 ・土砂災害防止推進会議等を実施。</p> <p>【海岸】 ・都道府県担当者の情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。</p> <p>【海岸】 ・以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・高潮浸水想定区域作成の手引きを策定。 ・都道府県担当者の情報連絡会議の開催。 ・各都道府県担当者の情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川・砂防共通】 ・2018年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。</p> <p>【国管理河川】 ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知のに関する取組状況を共有。</p> <p>【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進における緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、内水漫水による命への影響が懸念される地下街を有する経20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。</p> <p>【国・都道府県管理河川・砂防共通】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の経250市町村において、作成完了。</p> <p>【海岸】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関する情報提供や住民周知の方について課題のある箇所において対策を実施。 ・都道府県管理と2019年度までに約100ダムで実施。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検が未作成の約50河川について、作成・公示による浸水想定区域が未作成の約50河川について、作成・公示。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。</p> <p>【下水道】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による影響が懸念される地下街を有する地区を有する経20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。</p> <p>【砂防】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区指定の前提となる基礎調査が完了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。</p> <p>【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。</p> <p>【国・都道府県管理河川・砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に關する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に關する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「市町村によるハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対する緊急点検を実施。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川・砂防・海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に關する事務家による支援方法について検討。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・「豊富な知見を有する事務家による支援方法について検討。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に關する優良事例を収集し、市町村に提供。</p> <p>【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進における緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、内水漫水による命への影響が懸念される地下街を有する経20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。</p> <p>【砂防】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村において、作成完了。</p> <p>【海岸】 ・2018年の緊急点検結果を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。</p>	

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料等を提供。各課成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	【都道府県管理河川等】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	
・ハザードマップポータルサイトの現実実装	【国・都道府県管理河川】 ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109水系の国管理河川における洪水浸水想定区域(想定最大規模)を閲覧。 ・2018年10月に、災害リスク情報のオーバーレイデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を閲覧。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。	【国・都道府県管理河川等】 ・公表及び閲覧用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)や高潮浸水想定区域を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び閲覧用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)や高潮浸水想定区域を掲載。
・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月に「まるごと・まちごと・ハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを18市町村で実施。 【砂防】 ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・内水の浸水リスクについて共有を図り、現地表示の拡大を促進。
・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川】 ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携」「防災教育の取組について」「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。文部科学省と同日付で通知文を発出。 ・2018年3月に、協議会等の場を活用した取組を推進するコンソーシアムを発表。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック及び、学校関係者向けに「水と川のスマート」を作成。	【国・都道府県管理河川】 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の実施については、法律に基づく避難確保計画等による通知を行つとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、取組を推進。	【国・都道府県管理河川】 ・内水の浸水リスクについて共有を図り、現地表示の拡大を促進。
・避難訓練への地元住民の参加促進		【下水道】 ・協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。	【国・都道府県管理河川】 ・引き続き、國の支援により作成した指導計画等を、協議会の開催市町村における全ての学校に共有。
		【下水道】 ・住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有。	【国・都道府県管理河川】 ・引き続き、國の支援によって実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。

「水防災意識社会」の再構築策に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・共助の仕組みの強化	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の「声かけ」や避難説明等の訓練を含む「2019年度水防月間の実績」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の「声かけ」や避難説明等を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や避難説明等を実施。 ・地域包括支援センターにハサードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災開運のパンフレット等を設置。 一	【国・都道府県管理河川共通】 ・「声かけ」や避難説明等を含む訓練を実施。 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水事・土砂災害リスク等に関する専門家による支援方法について検討。 【国・管轄河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター「ハサードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災開運のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センターと連携して水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・要配慮者が利用施設の避難確保計画の作成について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水事・土砂災害リスク等に関する専門家による支援方法について検討。 【国・管轄河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター「ハサードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災開運のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センターと連携して水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。
・住民一人の避難計画・情報マップの作成促進	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水事・土砂災害リスク等に関する専門家による支援方法について検討。 一	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区の要配慮者に対する避難計画の作成促進 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。
・地域防災力の向上のための人材育成			

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系(閑東)、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関東市町村への水位情報は供の試行を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムは、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設についても、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。		
【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に関する議会市町村への水位情報提供の実施を開始。	【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に関する議会市町村への水位情報提供の実施を開始。	【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道指定に関する助言を実施。	【下水道】 ・2018年7月までに、内水漫水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地域公井戸体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定を完了。
【国管理河川】 ・2016年4月に水立高周知下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設との調整を実施し、調整が整つたダムは、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設についても、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設との調整を実施し、調整が整つたダムから順次、対策を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設との調整を実施し、調整が整つたダムから順次、対策を実施。	【下水道】 ・2018年7月までに、内水漫水により人命への影響が懸念される地下街を有する約20地域公井戸体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定を完了。
【危機管理型水位計】 ・2016年1月時点	【危機管理型水位計】 ・2017年7月までに約770箇所で設置済。	【危機管理型水位計】 ・2018年7月までに約3000箇所に設置	【危機管理型水位計】 ・2018年7月以上非常用電源が確保されない時に重要な既存河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化>
【河川監視用カメラ】 ・2015年閏月・東北豪雨を受けて、河川監視用カメラ配置計画を実施した。設置完了。	【河川監視用カメラ】 ・2015年閏月・東北豪雨を受けて、河川監視用カメラ配置計画を実施した。設置完了。	【河川監視用カメラ】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水・停電に対する緊急点検を実施。	【河川監視用カメラ】 ・2018年緊急点検を踏まえ、2018年度までに重要な既存河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化>
【河川監視用カメラ】 ・2016年1月時点	【河川監視用カメラ】 ・2016年1月時点	【河川監視用カメラ】 ・2018年緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水・停電に対する緊急点検を実施。	【河川監視用カメラ】 ・2018年緊急点検を踏まえ、2018年度までに重要な既存河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化>
【都道府県管理河川】約300箇所	【都道府県管理河川】約300箇所	【都道府県管理河川】約300箇所	【都道府県管理河川】約300箇所
【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約81km実施。	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハーネス対策)	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハーネス対策)	【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。
・避難路、避難場所の安全対策の強化			【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標等
・応急的な退避場所の確保	—	・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への距離が困難な地域や住民が迷い難い場合 の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。
・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川197箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。
③被害軽減の取組	①水防体制に関する事項 ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要な水防箇所の点検・見直しなどを含む、「平成27年9月豪雨・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要な水防箇所や水防活動に係る建設業者を含む)が河川管理者と水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
②河川防災訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めることを含む水防月間を実施。 ・毎年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2017年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間にについて、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載する「北海道の水防活動の実施報告」を開始。 ・2018年3月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)を実施。 ・2018年6月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めることを含む水防月間を実施。 ・毎年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載する「北海道の水防活動の実施報告」を開始。 ・2018年3月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)を実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防活動の実施。 ・水防団員の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めることを含む水防月間を実施。 ・毎年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載する「北海道の水防活動の実施報告」を開始。 ・2018年3月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)を実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防活動の実施。 ・水防団員の運用を開始。
③被害軽減の取組	①水防体制に関する事項 ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年3月に、水防活動の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。
④河川防災訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年3月に、昨年の手法改正を踏まえ、要配慮者を利用施設の避難訓練や地域の建設業者との連携訓練の実施などを含む「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年2月に、「令出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携協力をした水防活動の検討を実施。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、大規模な氾濫に対するより広域的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をして実施。
⑤河川防災訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知。 ・2018年2月に、「令出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携協力をした水防活動の検討を実施。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を報告。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、大規模な氾濫に対するより広域的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をして実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、漫水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、漫水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策について各施設管理者等に対する情報等の実施状況・今後の予定に関する情報等を共有。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、漫水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策について各施設管理者等に対する情報等の実施状況については協議会で共有。</p>
(4)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・早期復興を支援する事前の準備</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・定期的に開催する「河川防災セミナー」にて、河川防災の知識を学ぶ機会を設け、河川防災の重要性をPRする。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・定期的に開催する「河川防災セミナー」にて、河川防災の知識を学ぶ機会を設け、河川防災の重要性をPRする。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・定期的に開催する「河川防災セミナー」にて、河川防災の知識を学ぶ機会を設け、河川防災の重要性をPRする。</p>
③多様な主体による被害軽減対策に関する事項	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、漫水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、漫水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策について各施設管理者等に対する情報等の実施状況については協議会で共有。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、漫水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策について各施設管理者等に対する情報等の実施状況については協議会で共有。</p>
④氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。</p>
⑤多様な主体による被害軽減対策に関する事項	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水被害軽減地図の指定</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水被害軽減地図の指定</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水被害軽減地図の指定</p>
⑥多様な主体による被害軽減対策に関する事項	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・市町村等の防災拠点の強化</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・市町村等の防災拠点の強化</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・市町村等の防災拠点の強化</p>

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び目標等
(5) 防災施設の整備等	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約38km実施。</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400kmの内、2018年9月までに約270kmで現地着手済。</li> </ul> </ul> <p>・本川と支川の合流部等の対策</p> <p>・多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>・流失木や土砂の影響への対策</p> <p>・土砂・洪水氾濫への対策</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に基水深が深く、特に多數の人命被害等が生じる恐れのある区間ににおいて、堤防強化等を既成。</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目指すための区間ににおいて、堤防強化等を既成。</li> </ul> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間ににおいて、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を解消。</li> <li>【国・都道府県管理河川等】約50河川</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多數の人命被害等が生じる恐れのある区間にについてリスク情報を共有。</li> <li>・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方にについて検討・調整。</li> </ul> <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等において、土砂・流失木捕捉効果の高い透過型砂防堤等を約500河川のうち、約半数で着手。</li> </ul> <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに砂防工事による被害を防止するための透過型砂防堤等の整備を実施。</li> </ul> <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所について情報を共有。</li> <li>・砂防堤等の整備と河川改修等が適應した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が特に高い箇所において、土砂・流失木捕捉・堆積等の緊急的・集中的な対策を実施し既成。</li> <li>【国・都道府県管理河川等】約10箇所</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るために、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策を実施し既成。</li> <li>【国・都道府県管理河川等】約10ダム</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業を実施するための対策を実施。</li> <li>・ダム再生ビジョンによつて発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方にについて検討・調整。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの柔軟な運用の更なる運用に向けた、関係機関等と調整を行い、調整が整つたダムから順次運用を開始。</li> <li>・ダムでの関係機関等と連携・調整を行いつつ、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施における検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を進める。</li> <li>・ダムからの放流の制約などによって現地の河川改修を推進。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの柔軟な運用については、関係機関等と調整を行い、調整が整つたダムから順次運用を開始。</li> <li>・ダムの柔軟な運用に向けた、関係機関等と調整を行い、調整が整つたダムから順次運用を開始。</li> <li>・ダムの柔軟な運用に向けた、関係機関等と調整を行い、調整が整つたダムから順次運用を開始。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの柔軟な運用については、2017年度に実施した終点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整つた一部のダムで運用を開始。</li> </ul>

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
河川管理の高度化の検討	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト(※1)への陸上・水中ドローン、(※2)および全天候型ドローン、(※3)を開発。全天候型測量の推進へ</li> <li>・河川管理における三次元測量の推進へ</li> <li>・ALBによる河川定期縦横断測量の実施を行なう</li> <li>・民間が有する力の活用へ</li> <li>・2018年12月に「市民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。</li> </ul> <p>(※1)IT・航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピーディーに活用するプロジェクト (※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを記載したドローンについて国から都道府県へ情報提供。</li> </ul>	
(6)減災・防災に関する国の支援	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</li> </ul> <p>・代行制度による都道府県に対する技術支援</p> <p>・適切な土地利用の促進</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年に代行制度を創設。 ・2017年1月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水ナビ、ハザードマップホータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報をお伝えする。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震や大規模水害に対する技術移転するため、初動対応から復旧に至るまでは総合的にマネジメントで被災地支援を実施する。 ・これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応能力の向上を図るために、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまでは総合的にマネジメントで被災地支援を実施する。 ・これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応能力の向上を図るために、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時及び災害復旧に対する支援</li> </ul> <p>・災害情報の地方公共団体との共有体制強化</p>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年9月から、DIMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。 ・DIMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明会を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の変遷による「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みを実施して、「2015年12月、社会資本整備議会答申」及び「2017年1月、社会資本整備議会答申」、「中小河川等における水防災意識社会の再構築の技術的実現」、「中下流河川における水防災意識社会の再構築の技術的実現」、「河川の運営の効率化のための監査研究」、「近年の降雨状況の計画的・適切な反映」、「橋台の耐久性強度の向上」、「気象変動によるリスク変化の解説」、「様々な水災害の発生メカニズムの解説」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、『豪雨等による気候変動の影響を踏まえた対策』、「洪水や津波等を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警報及び津波警報の高精度化」及び「住民避難に対する情報提供」については、「長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。</li> </ul>

その他、『大規模氾濫における減災のための治水対策のあり方について』、「水防災意識社会の再構築に向けた取り組み」、「水防災意識社会の再構築に向けた水災害が質的・量的で多様な災害に対する対応」、「河川の運営の効率化のための監査研究」、「近年の降雨状況の計画的・適切な反映」、「橋台の耐久性強度の向上」、「気象変動によるリスク変化の解説」、「様々な水災害の発生メカニズムの解説」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、『豪雨等による気候変動の影響を踏まえた対策』、「洪水や津波等を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警報及び津波警報の高精度化」及び「住民避難に対する情報提供」については、「長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。